平成２８年（フ）第９６２号
愛知県あま市本郷花ノ木110番地　ハマハイツ第３　201号
債務者　辻　　廣子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８０号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番103―907号（大幸東団地）
債務者　鈴木　宏和
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０３５号
名古屋市緑区神沢２丁目710番地
債務者　須賀　正子（旧姓河野・中黒・久保田）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８号
三重県津市芸濃町椋本6217番地１　ふじ第３マンション403
債務者　濵田　佑太
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９８号
三重県桑名市中山町113番地３
債務者　加藤　かよ
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
三重県桑名市中山町113番地３
債務者　加藤　俊和
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
三重県桑名郡木曽岬町大字富田子300番地５グリーンハイツ木曽岬別棟
債務者　後藤エリアナマユミこと　ＧＯＴＯ　ＥＬＩＡＮＡ　ＭＡＹＩＵＭＩ
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
三重県四日市市石塚町５番10号　シャルマンＧ
債務者　伊藤　　環
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
三重県四日市市山城町748番地１　プレイスメゾン八光Ａ―101
債務者　角田貴美子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目２番18―202号
債務者　苅田　和彦
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
兵庫県川西市新田３丁目16番40号、前住所大阪府茨木市奈良町16番45号403
債務者　木下商会こと　木下　　匡
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
兵庫県高砂市時光寺町34番７―305号
債務者　月森久美子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９７号
奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台24番７号　シティハイムももの木　Ａ103
債務者　瀬戸　敦子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧2768―２介護老人保健施設こころ上牧、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町馬見中１丁目４番18―３号、（前住所）奈良県香芝市狐井209番地７
債務者　中川　好子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
広島市南区金屋町２番13号Ｂ―２
債務者　新堀　直樹
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２３号
広島市中区大手町３丁目12番３―706号
債務者　谷下　康広（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０号
広島県呉市広大新開１丁目６番14―1307号
債務者　宇田理江子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部